

第5回 鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会

日 時 令和3年7月12日（月）

午前10時00分～

場 所 本庁舎3階 303会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 懇談内容

・今後の市内小・中学校に関する適正規模及び適正配置の考え方について

5 その他

6 閉 会

鴻巣市立小・中学校の適正規模及び 適正配置に関する基本的な考え方

平成 2 7 年 3 月
鴻 巣 市 教 育 委 員 会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 鴻巣市立小・中学校の現状・・・・・・・・・・・・	2
3. 適正規模及び適正配置の基本的な考え方・・・・・・・・	4
(1) 大規模校への対応・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 小規模校への対応・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 必要学級数の考え方・・・・・・・・・・・・・・	6
(4) 通学区域の弾力化・・・・・・・・・・・・・・	8
4. 規模及び配置の適正化の検討・・・・・・・・・・・・	9
(1) 小学校の基準について・・・・・・・・・・・・	9
(2) 中学校の基準について・・・・・・・・・・・・	10
(3) 規模及び配置の検討・実施の手順・・・・・・・・	11
5. むすびに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1. はじめに

現在、鴻巣市の児童生徒数は、20数年前のピーク時から半数以下になってきており、以前は児童数1,000人、学級数30学級を超えるような規模であった小学校でも小規模化が進んできています。

合併当時の平成17年度は、鴻巣市内の全小学校の児童数は6,940人、全中学校の生徒数は3,705人、合計10,645人でしたが、平成26年5月1日現在では、市内全小学校の児童数は5,977人、全中学校の生徒数は3,105人、合計9,082人となっています。

また、本市における0歳から14歳までの年少人口の推移は、別表1のとおり年々減少していくことが想定され、今後、小・中学校の小規模化がさらに進んでいくものと考えられます。

別表1 本市における年少人口の推移（平成25年3月1日現在）

年 齢	H. 27	H. 32	H. 37	H. 42	H. 47	H. 52
0 歳～ 4 歳	4,344	3,702	3,352	3,167	2,970	2,724
5 歳～ 9 歳	4,837	4,348	3,805	3,445	3,257	3,057
10 歳～14 歳	5,181	4,771	4,347	3,805	3,445	3,257
計	14,362	12,821	11,504	10,417	9,672	9,038
全体人口	119,201	115,686	112,119	107,633	102,406	96,708

「国立社会保障・人口問題研究所」人口統計より引用（平成27年のみ同年3月1日の実数）

このような学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、市内どこの学校でも、一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提に、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

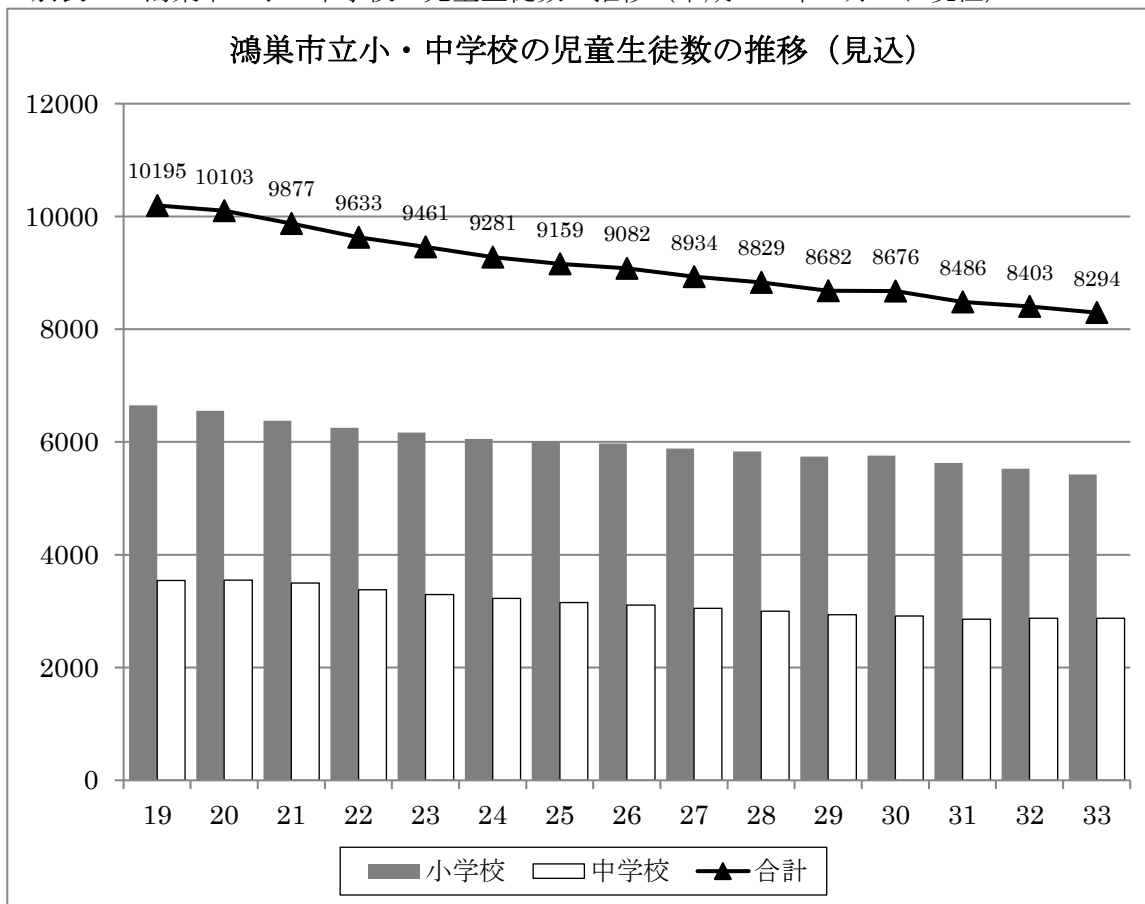
本市では、「潤いと光ある鴻巣教育」を基本理念に、教育行政の5つの基本方針として、①生きる力をはぐくむ学校教育の充実、②人生を豊かにする生涯学習の充実とスポーツの振興、③市民文化の創造と交流の促進、④人権教育の推進、⑤安全・安心で機能的な教育環境の整備を掲げ、「縦の接続」と「横の連携」を重視した、つながりのある教育施策の展開に取り組んでいます。

そのために学校が果たす役割を念頭に置いたうえで、今回、本市教育委員会として、「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」をまとめ、適正化に取り組むこととしました。

2. 鴻巣市立小・中学校の現状

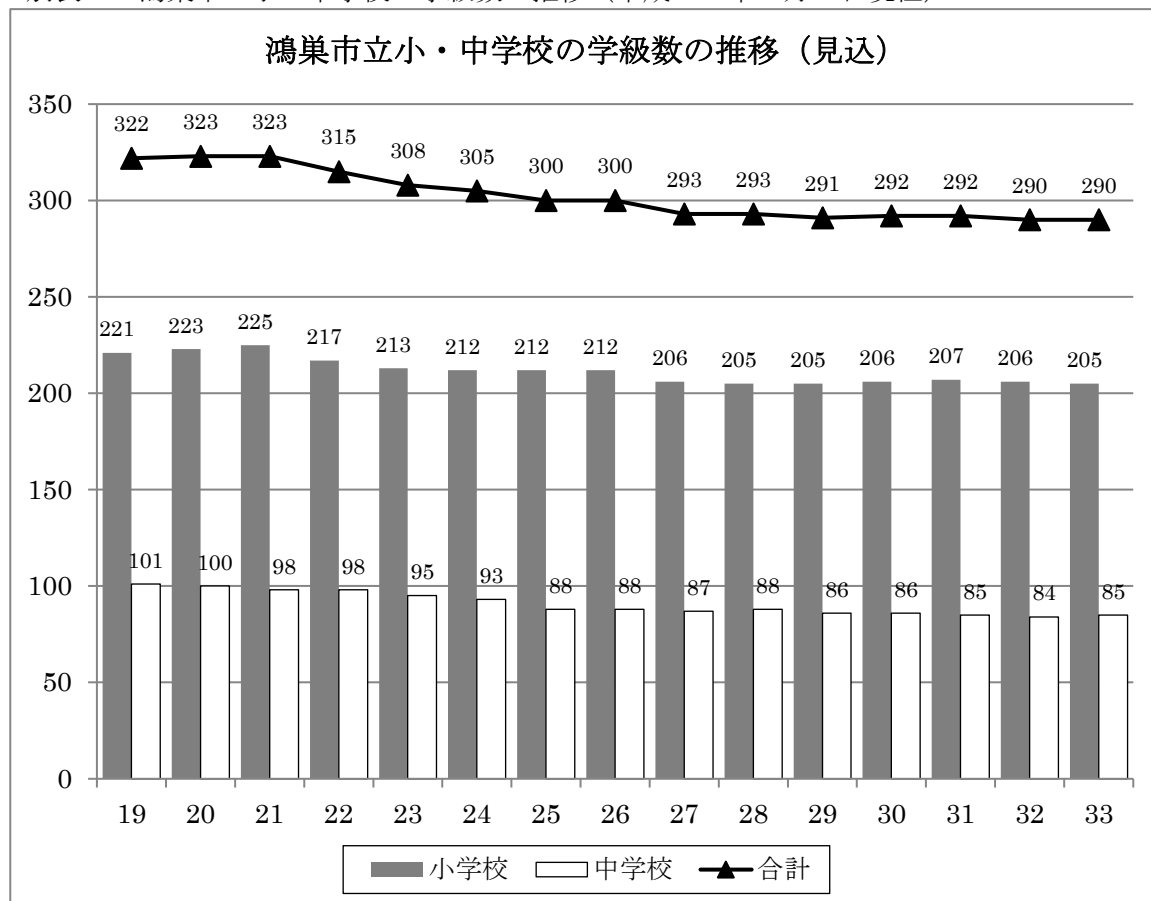
学校は、知識や物事を習得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな指導形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのため学校にはある程度の規模が必要です。

別表2 鴻巣市立小・中学校の児童生徒数の推移（平成27年2月6日現在）



鴻巣市立小・中学校の児童生徒数の推移（見込）については、別表２のとおりであり、今後５年間の児童生徒数の増減については、現段階での入学予定児童生徒数から推定すると、鴻巣市内全体で約６００人の減少が見込まれています。

別表３ 鴻巣市立小・中学校の学級数の推移（平成２７年２月６日現在）



鴻巣市立小・中学校の学級数の推移（見込）については、別表３のとおりであり、以前は大規模であった小学校でも、現在は学年によっては１学級しか編制できなかったり、全学年１学級だったりというように、小規模化が進んでいる学校があります。

具体的には、平成２６年度現在で、小学校１年生から６年生まで全て単学級の学校は市内に４校あります。また、１つの学年を除き、他の学年が全て単学級の小学校も合わせると６校となり、規模の面で他の小学校と格差が生じています。

3. 適正規模及び適正配置の基本的な考え方

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであり、適正な学校規模を整えることで高められるものと考えています。小・中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されており、これがひとつの目安となっています。

小規模校の良さを指摘する意見もありますが、少人数授業などのきめ細かな指導は大規模な学校であっても受けることはできます。逆に、ある程度の集団によるダイナミックな活動や多様な学習活動の展開は、小規模な学校では実施が困難な場合もあります。一方、学校の規模が大きくなり過ぎると、施設面から学習活動に制約が出たり、教員と児童生徒との関わりが十分に持てなくなったりすることもあります。

なお、鴻巣市立小・中学校の規模別学校数については、別表4に示すとおりとなっており、現在、本市においても少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況が見受けられます。このため、今後においては、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを含め、適正規模化に向けた対応を図る必要があるものと考えています。

別表4 平成26年度 鴻巣市立小・中学校の規模別学校数

区 分 規 模	小 学 校		中 学 校	
	平成19年度	平成26年度	平成19年度	平成26年度
11学級以下（小規模校）	8校	9校	4校	5校
12～18学級	9校	8校	3校	3校
19学級以上（大規模校）	2校	2校	1校	0校

（特別支援学級の学級数は含まない）

（1）大規模校への対応

都市開発等の影響から児童生徒数が増加し、大規模校となっている学校については、施設の老朽化に伴う修繕や改修等に関し適切な対応に努めるとともに、集団のなかでの教育活動のより一層の充実を図ることも必要であると考えています。

また、現在、児童生徒数の増加が見込まれる地域においては、将来的には逡減していくことが予想されることから、基本的には新たな学校建設は実施せず、現存の施設活用により対応していきたいと考えています。

（２）小規模校への対応

今後の市内の人口動態を見通していくと、少子化等により小規模校がさらに増加していくことが予想されます。小規模校における学校教育へ及ぼす影響は、メリット、デメリットの両面があるものの、別表５に示すように、小規模化の進行は、本来学校教育において学ぶべき社会性の育成や、互いに学びあい切磋琢磨する意識の醸成が難しくなるなど多くの問題があります。

別表５ 学校小規模化によるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学 習 面	・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ・１学年１学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生 活 面	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学 校 運 営 面	・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。

その他	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。
-----	----------------------	----------------------------------

（３）必要学級数の考え方

小規模校は、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導ができるなどメリットがありますが、学校における教育効果は、一定の規模の集団で学び、様々な経験や多くの教員による指導によって得られるものと思われます。

特に、1 学年 1 学級はクラス替えができないなどのマイナス面があり、児童生徒間の切磋琢磨や、クラスにおける団結心の醸成、集団生活による社会性の育成等において課題が生じる場合もあることから、1 学年 2 学級以上の確保が望ましいと考えています。

また、現在、国が小学校 1 年生に導入している「35 人学級」をめぐる、見直しを含めた議論が生じていることもあって、今後、埼玉県の動向も加味したうえで、小・中学校の必要学級数を検討する必要があります。

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、集団生活に慣れ、多くの友だちを作り、多様な意見などに接する機会をつくるなど、社会性を育成します。また、指導体制の工夫により、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保することが大切です。

このようなことから、小学校では、通常 6 年間で複数回のクラス替えを経験することが、社会性を身につけることにつながるものと考えられます。したがって、1 学年に複数学級を確保することが必要となります。

また、学校は小規模校であったとしても、学校運営において教職員が行わなければならない業務に大きな差異はありません。このため、学校が小規模化し、教職員数が減少すると、一人の教職員の負担が増え、就学間もない児童が在籍する小学校においては、登下校時や緊急時の対応に支障が生じる可能性があります。

【中学校】

中学校は、教科担任制であるため、9 教科に 10 名の担当教員（技術・家庭各 1 名）が必要となります。さらに、授業の充実、学力の向上を考えた場合、国語、社会、数学、理科、英語の 5 教科については、1 名ないし 2 名を確保すべきであると考えています。

したがって、その人数を確保するためには、別表 6 の埼玉縣市町村中学校教職員基準を考えると、9 学級から 13 学級が必要となります。

また部活動については、各学校で平均すると、運動部が 12 団体、文化部が 3 団体程度活動しているため、その数を担当できる教員数も必要となるものと考えられます。

別表 6 埼玉縣市町村 中学校教職員基準表（抜粋）

学級数	校長・教諭	養護教諭	事務職員
1	5		
2	8		
3	9	1	
4	10	1	1
5	11	1	1
6	12	1	1
7	14	1	1
8	15	1	1
9	17	1	1
10	18	1	1
11	19	1	1
12	20	1	1
13	22	1	1
14	23	1	1
15	24	1	1
16	26	1	1
17	27	1	1
18	29	1	1
19	31	1	1
20	32	1	1
21	34	1	2
22	35	1	2
23	37	1	2
24	38	1	2
25	39	1	2

(4) 通学区域の弾力化

本市では、「指定校の変更の許可基準」の弾力化を図っています。保護者等の希望により、別表7のとおり通学区域の弾力化が適用されています。

これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

別表7 鴻巣市立小・中学校通学区域の弾力化

区域外就学の理由		許可基準等
疾病等身体上の理由	疾病によるもの	治療期間終了学年末
	通院等によるもの	
	肢体不自由によるもの	希望する期間内
教育的配慮	不登校の状態の解消	状況が解消し、通常の就学が可能
	いじめ等友人関係	と思われるまで
転居	市外へ転出	当該年度末まで（要協議）
	市内への転居	当該年度末 (小5・中2は卒業まで)
住宅建築・購入	住宅購入・住宅新築	工事等が終了し引越するまで
	住宅建て替え	建て替え工事終了まで
地域の実情	区画整理等による学区変更	希望期間内
	自治会等の地域の実情・要望	実情・要望内容の協議により決定
就学支援関係	就学支援委員会の決定によるもの	就学支援委員会の決定した期間
その他	家庭事情で住民票が異動できない	状況が解消するまで、もしくは解消した学年末まで（要協議）
	共働き等のため祖父母宅等から就学	
	介護・看護等のため区域外から就学	
	入学する中学校に希望する部活動がない	希望する期間内(小学校等でその運動等の経験がある方・廃部等による場合)
	通学距離による (安養寺地区の児童)	小学校で学校より直線距離2kmを超える区域
	その他、教育上必要と思われる場合	児童生徒の教育を受ける機会を保障するため（要協議）

4. 規模及び配置の適正化の検討

現在、本市においては、少子化等の影響から児童生徒数が減少してきている学校があり、今後、この傾向がさらに加速し、学校運営上、支障が生じる学校も出てきています。

このようなことから、学区における人口動態や地域の状況等を踏まえたうえで、適正化の計画を進め、一定の児童生徒数を確保することも必要であると考えています。

そこで、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する検討を開始する基準として、「学校の存置を検討する基準」についての基本的な考え方をここに示します。

(1) 小学校の基準について

現在、「埼玉縣市町村立小・中学校学級編制基準」により、小学校1・2年生は35人までが1学級、小学校3～6年生は40人までが1学級と定められており、定められた基準の人数を超えない限り学級数が増えることはありません。

このため、小学校1・2年生において複数学級を確保する最低規模の人数は36人であり、小学校3～6年生において複数学級を確保する最低規模の人数は41人となります。こうしたことから、全学年において複数学級を確保するための最低規模の人数は236人となります。

一方、36人で2学級となるということは、小学校1・2年生では最低規模として18人学級の設置が見込まれます。また、41人で2学級となるということは、小学校3～6年生では最低規模として20人学級の設置が見込まれます。このことから、6学年すべて単学級とした場合、教育環境の最低児童数は全体で116人となります。

小学校では、豊かな人間関係や多様な集団を形成することにより、社会性や協調性を育成していくことが重要であると考えられます。したがって、1学年に2学級以上を確保することが必要であり、全ての学年が単学級になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合においては、学校の存置について検討を行うものとします。

また、本市では現在、中学校区内ごとにおける小中学校連携事業を推進しており、平成23年度から平成25年度に埼玉県の指定を受け、施設分離型、校区連携型の小中一貫教育を実践し、さらに、その成果を活かして「鴻巣市小中一貫教育推進モデル中学校区」として学校・家庭・地域が一体となった教育に取り組ん

でいる地域もあります。

こうした取り組みを推進することにより、中学校入学への不安が軽減されていることや不登校の生徒が確実に減少したこと、さらに、学力向上においても成果が見られたとの報告を受けております。

このようなことから、小学校の存置を検討する基準については、下記のとおりとします。

【学校の存置を検討する基準（小学校）】

- 全ての学年が単学級になった状態もしくは予想される状態であって、
集団教育活動に制約が生じる場合
- 小中一貫教育の推進と地域の実情を踏まえ、より大きな教育効果が
期待される場合

（２）中学校の基準について

中学校は教科担任制であるため、安定した学校運営を図っていくためには、教員は、９教科１０名、主要５教科の増員分、さらに校長、教頭等を含め、最低１７名必要で、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準から、全校で９学級の配置が最低規模となり、１学年当たり３学級が必要となります。

また、「埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準」により、現在のところ、中学校１年生は３８人までが１学級、中学２・３年生は４０人までが１学級となっており、このことを前提とすると、１学年で３学級を確保するための最低規模の人数は、中学１年生では７７人、中学２・３年生では８１人で、全校において９学級を確保するための最低規模の全生徒数は２３９人となります。

一方、全学年で４学級以下の場合、校長を除いた教員定数が９人以下となるため（別表６参照）、各教科の教員配置が困難となります。したがって５学級が最低基準であり、５学級を３学年に分けると、２学級、２学級、１学級となります。

これを小学校と同様に、１学級あたり中学１年生における３８人学級、中学２・３年生における４０人学級に移行した場合には３９人、４１人、４０人であり、教育環境の最低生徒数は全体で１２０人となります。

前述したとおり、中学校は教科担任制であることから、授業の充実や学力の向上を図るためには、各教科への教員配置が最低限必要となります。したがって、

全校の学級数が4学級以下になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合においては、学校の存置について検討を行うものとします。

このようなことから、中学校の存置を検討する基準については、下記のとおりとします。

【学校の存置を検討する基準（中学校）】

○全校の学級数が4学級以下になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合

（3）規模及び配置の検討・実施の手順

教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と連携協力して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図ったうえで適正化を進めていきます。

① 「鴻巣市立小・中学校適正配置等庁内検討会」

規模及び配置等の具体的な検討に当たっては、庁内の副部長級職員で組織する「鴻巣市立小・中学校適正配置等庁内検討会」において、情報を共有するとともに、今後の方向性に関して意見交換等を行い、その内容について教育委員会に報告します。

② 「鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会」

教育委員会は、「鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会」を設置し、「学校の存置を検討する基準」に達した場合には、審議会委員の選定を行うとともに、審議会委員に十分な理解を深めてもらうため、事務局としての役割を担います。

審議会は、教育委員会からの諮問を受け、学校関係者や保護者、地域の方々と小・中学校の適正規模及び適正配置に関する意見交換会等を実施し、学校の規模に起因する課題解決の方策について、地域における合意形成を図りながら、「学校の存置」等を検討し、その検討結果を庁内検討会に報告するとともに、教育委員会に対し答申書を提出します。

③ 「鴻巣市総合教育会議」での協議・調整

平成27年4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、全ての地方公共団体に、首長（本市においては市長）と教育委員会が重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う総合教育会議の設置が義務付けられました。

本市においても、この法改正に基づいて「鴻巣市総合教育会議」を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置に関わる事項について、教育委員会等からの報告・答申を受け、さらに協議・調整を行い、通学区域の見直しや学校の存置に関する具体的な方策を決定していきます。

④ 市民への情報提供について

適正配置等に関する審議会及び教育委員会並びに総合教育会議での検討内容については、市のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

⑤ 実施に当たって

適正配置等に関する具体的な方策が総合教育会議で決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の存置に関する協議が進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項や学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

5. むすびに

今回、本市教育委員会として、鴻巣市立小・中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」をここに示すこととしました。

このような適正化の推進に当たっては、保護者の方々、地域の方々にその意義について十分にご理解をいただくことが不可欠です。本市の児童生徒が直面している課題の解決、そして高い可能性を秘めた児童生徒の将来のために、私たち大人は、どのような考えのもとに、どのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのかをしっかりと見定めることが大切であると考えられます。

関係者の皆様には、より良い教育環境が整備されることで心身ともに健やかな児童生徒の育成が図れるよう、この基本的な考え方を細部にわたり協議いただくとともに、今後におきましても、本市の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜るようお願いするものです。

令和3年度児童生徒数・学級数について

◇令和3年度児童数

令和3年5月1日現在

小 学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鴻巣東小	34	49	34	45	51	51	264
鴻巣南小	54	59	64	63	72	75	387
馬室小	60	48	45	57	45	44	299
田間宮小	95	83	97	100	87	102	564
箕田小	50	47	48	58	53	54	310
笠原小	1	0	8	14	10	11	44
常光小	18	18	16	23	29	27	131
鴻巣北小	70	81	59	62	54	73	399
松原小	63	71	61	54	65	62	376
赤見台第一小	51	45	61	49	51	56	313
赤見台第二小	44	42	46	46	60	52	290
鴻巣中央小	60	63	62	53	81	52	371
吹上小	105	103	111	89	94	85	587
小谷小	13	18	24	22	13	18	108
下忍小	72	86	64	79	86	68	455
大芦小	16	21	13	20	22	17	109
屈巢小	26	31	30	27	34	32	180
共和小	16	18	16	10	9	12	81
広田小	40	36	39	42	29	42	228
合計	888	919	898	913	945	933	5,496

◇令和3年度学級数

小 学 校		下段は特別支援学級数で外数							合 計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	別 計	
鴻巣東小	通 常	1	2	1	2	2	2	10	11
	特 支							1	
鴻巣南小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	14
	特 支							2	
馬 室 小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	12
	特 支								
田間宮小	通 常	3	3	3	3	3	3	18	19
	特 支							1	
箕 田 小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	14
	特 支							2	
笠 原 小	通 常	1	0	1	1	1	1	5	5
	特 支								
常 光 小	通 常	1	1	1	1	1	1	6	7
	特 支							1	
鴻巣北小	通 常	2	3	2	2	2	2	13	14
	特 支							1	
松 原 小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	14
	特 支							2	
赤見台第一小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	14
	特 支							2	
赤見台第二小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	13
	特 支							1	
鴻巣中央小	通 常	2	2	2	2	2	2	12	14
	特 支							2	
吹 上 小	通 常	3	3	3	3	3	3	18	20
	特 支							2	
小 谷 小	通 常	1	1	1	1	1	1	6	6
	特 支								
下 忍 小	通 常	2	3	2	2	3	2	14	16
	特 支							2	
大 芦 小	通 常	1	1	1	1	1	1	6	7
	特 支							1	
屈 巢 小	通 常	1	1	1	1	1	1	6	7
	特 支							1	
共 和 小	通 常	1	1	1	1	1	1	6	6
	特 支								
広 田 小	通 常	2	1	2	2	1	2	10	12
	特 支							2	
合 計	通 常	33	34	33	34	34	34	202	225
	特 支							23	

令和3年度児童生徒数・学級数について

◇令和3年度生徒数

令和3年5月1日現在

中学校	1年	2年	3年	合 計
鴻巣中	175	179	179	533
鴻巣北中	76	85	107	268
鴻巣西中	135	163	168	466
鴻巣南中	83	79	90	252
赤見台中	144	150	160	454
吹上中	111	106	108	325
吹上北中	136	124	112	372
川里中	92	97	87	276
合 計	952	983	1,011	2,946

◇令和3年度学級数

中学校		下段は特別支援学級数で外数				合 計
		1年	2年	3年	別 計	
鴻 巣 中	通 常	5	5	5	15	18
	特 支				3	
鴻巣北中	通 常	2	3	3	8	10
	特 支				2	
鴻巣西中	通 常	4	5	5	14	16
	特 支				2	
鴻巣南中	通 常	3	2	3	8	9
	特 支				1	
赤見台中	通 常	4	4	4	12	13
	特 支				1	
吹 上 中	通 常	3	3	3	9	11
	特 支				2	
吹上北中	通 常	4	4	3	11	12
	特 支				1	
川 里 中	通 常	3	3	3	9	11
	特 支				2	
合 計	通 常	28	29	29	86	100
	特 支				14	

鴻巣市立小・中学校児童生徒数及び学級数の推移（見込）

※令和7年度までに35人学級とした場合の学級数

令和3年5月1日現在

No.	学校名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		増加率 (R3：R9)	増加率 順	児童 生徒数 増減	学級数 増減
		児童・ 生徒数	実編制 学級数	児童・ 生徒数	実編制 見込数	児童・ 生徒数	実編制 見込数	児童・ 生徒数	実編制 見込数	児童・ 生徒数	実編制 見込数	児童・ 生徒数	実編制 見込数	児童・ 生徒数	実編制 見込数				
1	鴻巣東小	262	10	257	10	264	10	282	11	293	12	293	12	298	12	114%	1	36	2
2	鴻巣南小	377	12	349	12	335	12	312	12	293	12	279	12	269	12	71%	16	△ 108	0
3	馬室小	299	12	312	12	302	12	293	12	271	11	252	10	225	9	75%	14	△ 74	△ 3
4	田間宮小	559	18	548	18	540	18	535	18	515	18	505	18	483	18	86%	9	△ 76	0
5	箕田小	302	12	295	12	282	12	266	12	249	11	237	10	230	10	76%	13	△ 72	△ 2
6	笠原小	44	5																
7	常光小	129	6	113	6	100	6	88	6	88	6	81	6	72	6	56%	18	△ 57	0
8	鴻巣北小	392	13	386	13	398	13	409	14	403	14	372	12	360	13	92%	7	△ 32	0
9	松原小	370	12	370	13	382	14	383	14	389	14	373	13	373	13	101%	4	3	1
10	赤見台第一小	303	12	297	12	278	11	273	11	263	11	258	11	249	11	82%	11	△ 54	△ 1
11	赤見台第二小	286	12	280	12	262	12	254	12	257	12	248	11	228	10	80%	12	△ 58	△ 2
12	鴻巣中央小	365	12	402	13	380	12	363	13	320	12	302	12	270	11	74%	15	△ 95	△ 1
13	吹上小	578	18	593	18	601	18	629	19	609	19	604	19	599	19	104%	3	21	1
14	小谷小	108	6	102	6	107	6	101	6	89	6	75	6	75	6	69%	17	△ 33	0
15	下忍小	449	14	459	15	446	14	430	15	419	15	388	14	373	14	83%	10	△ 76	0
16	大芦小	108	6	112	6	110	6	111	6	121	6	113	6	108	6	100%	5	0	0
17	屈巢小	177	6	186	7	177	7	185	7	192	8	194	8	195	8	110%	2	18	2
18	共和小	81	6	90	6	95	6	94	6	92	6	85	6	74	6	91%	8	△ 7	0
19	広田小	221	10	214	8	220	9	221	9	213	9	211	8	203	7	92%	6	△ 18	△ 3
小 学 校 計		5,410	202	5,365	199	5,279	198	5,229	203	5,076	202	4,870	194	4,684	191	87%		△ 726	△ 11
1	鴻巣中	521	15	521	15	535	15	522	15	500	13	453	12	425	12	82%	8	△ 96	△ 3
2	鴻巣北中	264	8	248	8	241	8	245	8	232	6	261	7	270	8	102%	2	6	0
3	鴻巣西中	460	14	444	13	423	12	429	12	420	12	409	12	419	12	91%	4	△ 41	△ 2
4	鴻巣南中	251	8	244	8	245	9	246	9	246	9	260	9	261	9	104%	1	10	1
5	赤見台中	451	12	437	12	436	12	440	12	439	12	412	12	401	12	89%	5	△ 50	0
6	吹上中	316	9	296	9	268	9	251	8	255	8	267	9	264	9	84%	7	△ 52	0
7	吹上北中	367	11	354	11	363	11	343	10	368	11	368	11	371	12	101%	3	4	1
8	川里中	268	9	261	9	236	7	221	6	221	7	234	7	238	7	89%	6	△ 30	△ 2
中 学 校 計		2,898	86	2,805	85	2,747	83	2,697	80	2,681	78	2,664	79	2,649	81	91%		△ 249	△ 5
合 計		8,308	288	8,170	284	8,026	281	7,926	283	7,757	280	7,534	273	7,333	272	88%		△ 975	△ 16

注 上記は、特例編制学級（少人数学級：小2年…35人学級 中1年…38人学級）数を含む。

注 特別支援学級は外数とし、児童生徒数及び学級数に含まない。



鴻教総第 177 号

平成27年 8月 8日

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会 会長 様

鴻巣市教育委員会

教育長 武 藤 宣 夫

鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）

標記の件について、下記のとおり理由を付して諮問します。

記

1. 諮問事項

- ① 通学区域の見直しについて
- ② 小中一貫教育について
- ③ 小学校の適正配置について

2. 諮問理由

現在、鴻巣市の児童生徒数は、20 数年前のピーク時から半数以下になってきており、以前は児童数 1,000 人、学級数 30 学級を越えるような規模であった小学校でも小規模化が進んできています。

このような学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、市内どこの学校でも、一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提に、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

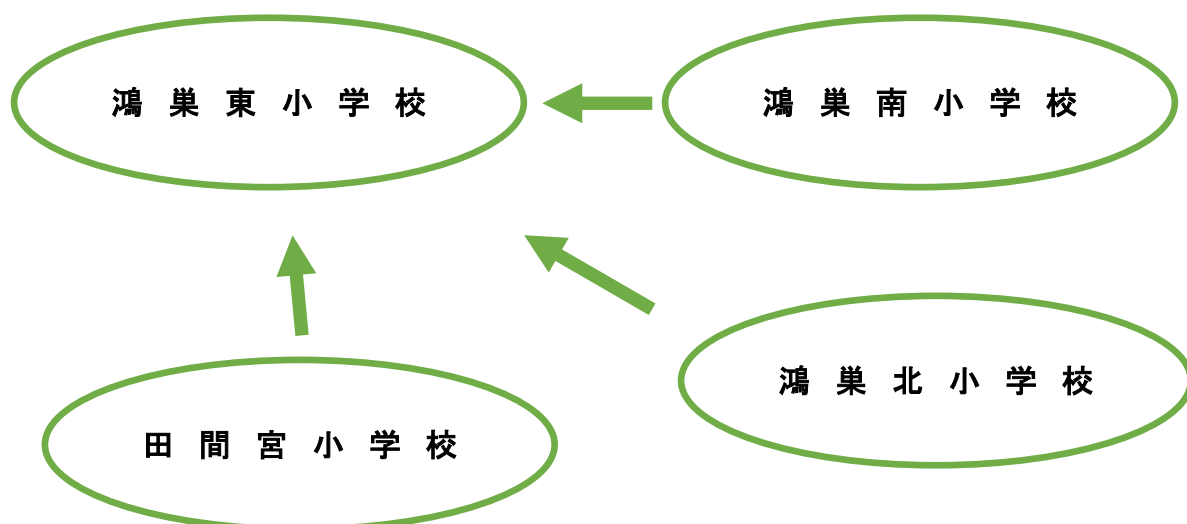
このため、今後においては、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に向けた対応を図る必要があるものと考えられます。

こうしたことから、子どもたちの将来のために、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関し、別紙の具体的な方策について諮問を行うものです。

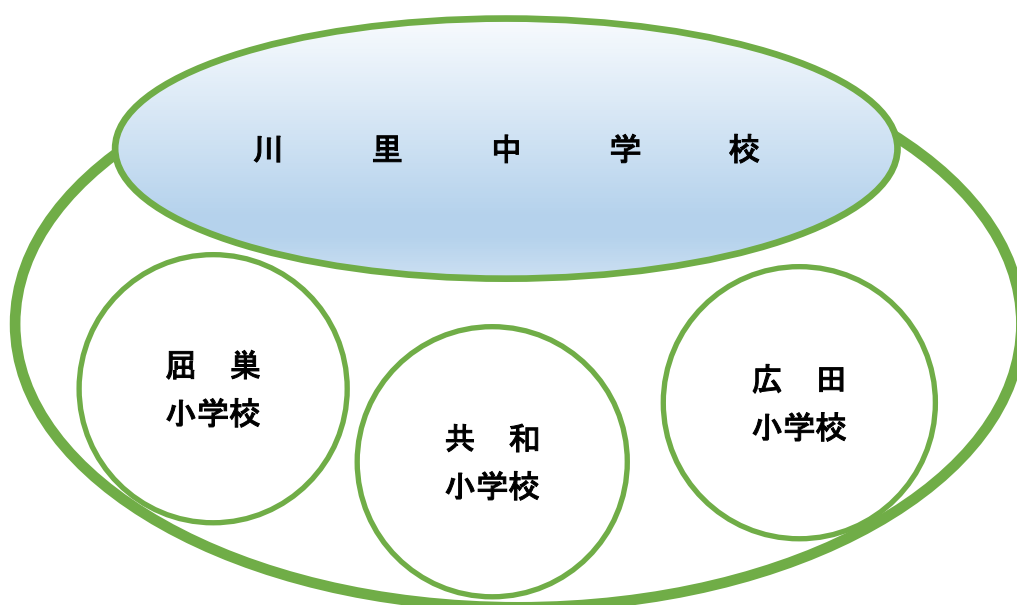
具体的な方策

(1) 通学区域の見直し

鴻巣東小学校・鴻巣南小学校・田間宮小学校・鴻巣北小学校

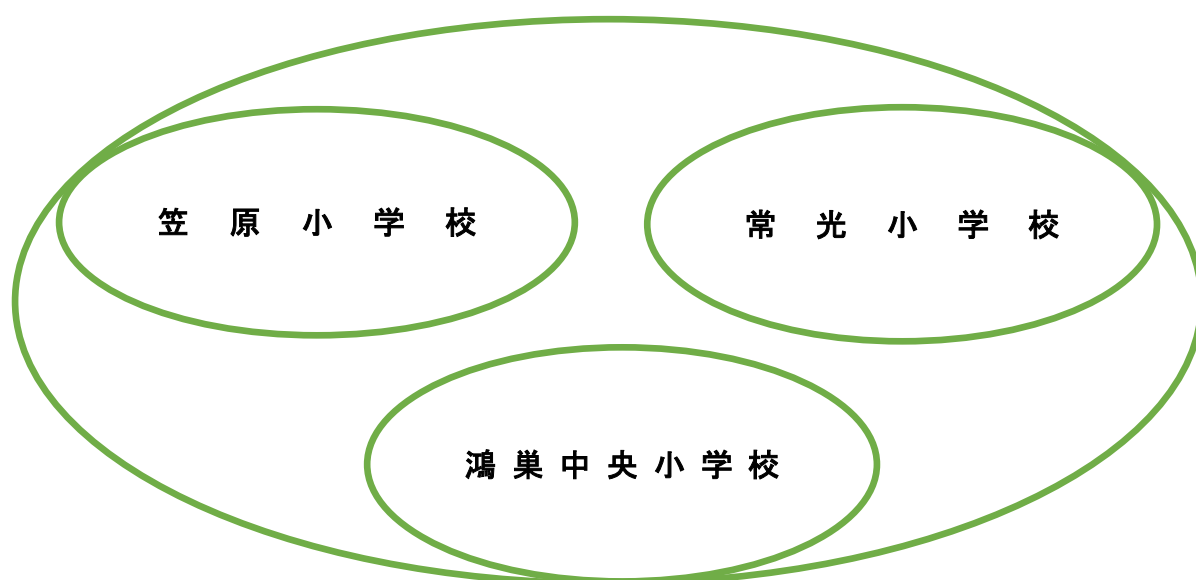


(2) 小中一貫教育の推進

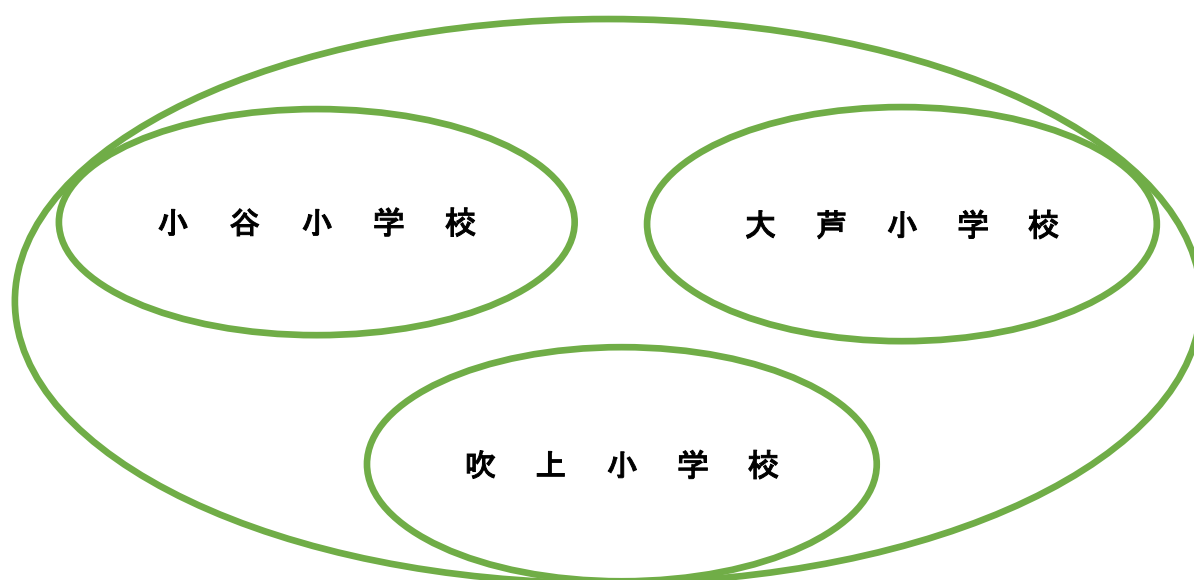
川里中学校と連携した小中一貫教育の推進
(屈巢小学校・共和小学校・広田小学校)

(3) 小学校の適正配置

笠原小学校・常光小学校・鴻巣中央小学校



吹上小学校・小谷小学校・大芦小学校





答 申 書

平成 2 9 年 8 月 6 日

鴻巣市教育委員会
教育長 武藤 宣夫 様

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会
会 長 矢 部 保 雄

鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置について（答申）

少子化の進行に伴い、鴻巣市においても児童・生徒数は年々減少し、学校の小規模化が進み、子どもたちの教育に様々な影響を及ぼしています。

本審議会は、平成 2 7 年 8 月 8 日に鴻巣市教育委員会より、下記の 3 項目の諮問を受け、児童・生徒数及び学級数の推移・学校施設の現況などを協議し、学校等へ出向くとともに意見交換会等にて保護者及び地域の方々の意見を伺い、審議してまいりました。

記

【諮問事項】

1. 通学区域の見直しについて
2. 小中一貫教育について
3. 小学校の適正配置について

ここに、本審議会は、今後の方向性についてとりまとめました。各関係者の理解と協力を得て、今後の教育行政に反映されることを期待し、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置について、付帯意見を付して答申します。

【諮問事項】

1. 通学区域の見直しについて

「付帯意見」

- ・ 中長期的視点の課題整理が必要と考えます。同一小学校から別々の中学校へ接続している学校の多い現状を改善する必要があります。そのため、中学校の適正配置を視野において小・中連続した接続となるような検討が必要です。
- ・ 計画されている上尾道路の進捗状況の情報収集を行い、将来の児童の推移を見据え、児童の安全な通学路の確保が必要と考えます。
- ・ 児童のより良い教育環境の整備・充実について、保護者や地域の方々の理解を得られるよう、将来を見据えた通学区域についての情報提供を適宜進める必要があります。

2. 小中一貫教育について

「付帯意見」

- ・ 小中連携教育については、引き続き推進する必要があります。
- ・ 小中一貫教育（施設一体型）については、引き続き先進地事例の調査に努める必要があります。また、坂戸市の城山学園の成果の具現化についての研究が必要です。
- ・ 小中一貫教育推進連絡協議会との連携に努める必要があります。
- ・ 児童のより良い教育環境の整備・充実について、保護者や地域の方々の理解を得られるよう、情報提供を適宜進める必要があります。

3. 小学校の適正配置について

「付帯意見」

- ・ 次代を担う児童のためのより良い教育環境の整備・充実に努める必要があります。
- ・ 児童の教育環境の充実について、保護者や地域の方々の理解を得られるよう、将来を見据えた通学区域についての情報提供を適宜進める必要があります。
- ・ クラス替えが可能な学年になるよう、将来を見据えた適正配置計画の作成に着手する必要があります。
- ・ 将来の適正配置を視野に置いた小学校の学校連携を進める必要があります。
- ・ 課題となっている集団教育活動の制約を改善するための対応が必要です。

【総論】

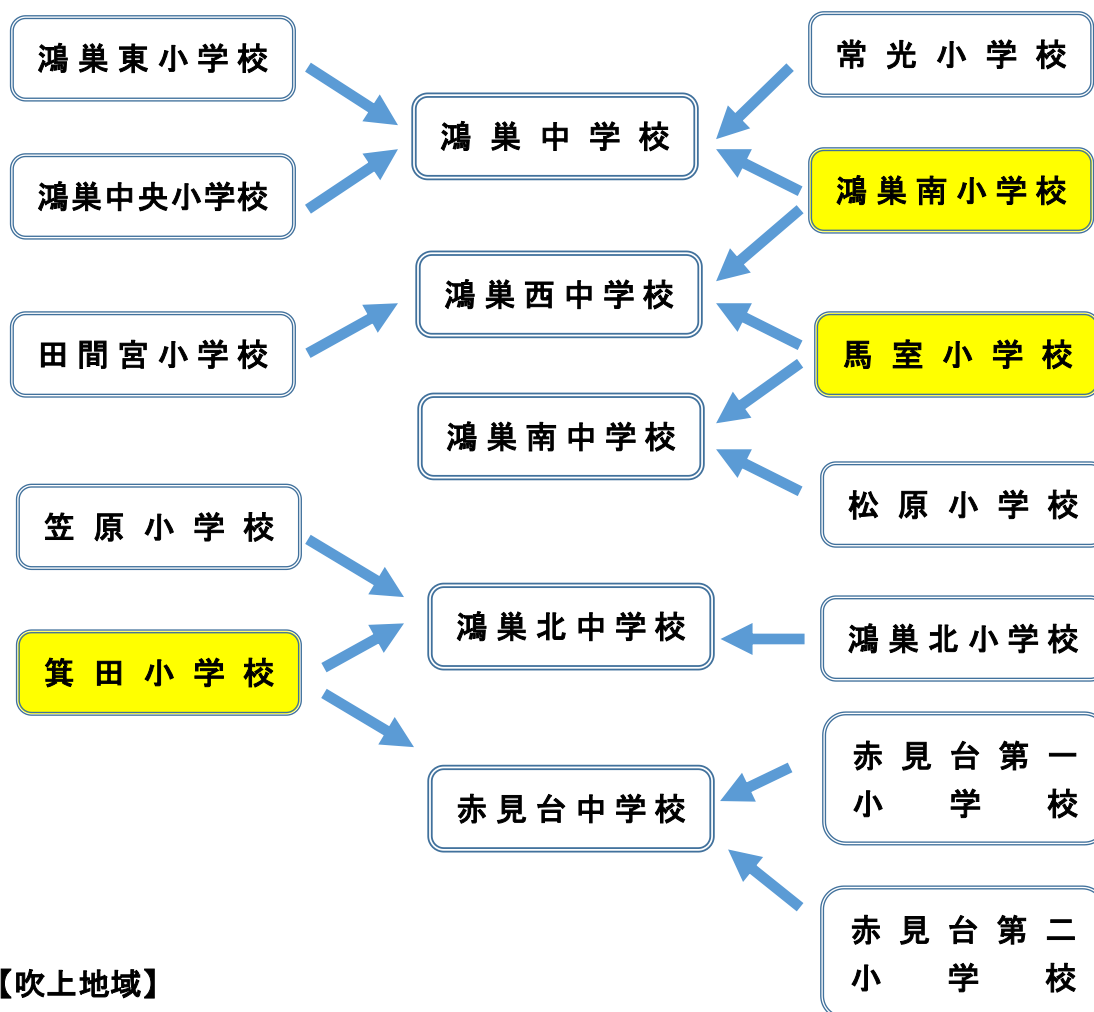
今後、児童・生徒数の減少により、さらに学校の小規模化が進んでいくことを考えると、いずれ適正配置は避けることのできない課題と考えます。

学校の小規模化は、児童・生徒にとって社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営面においても様々な問題の発生が危惧されます。

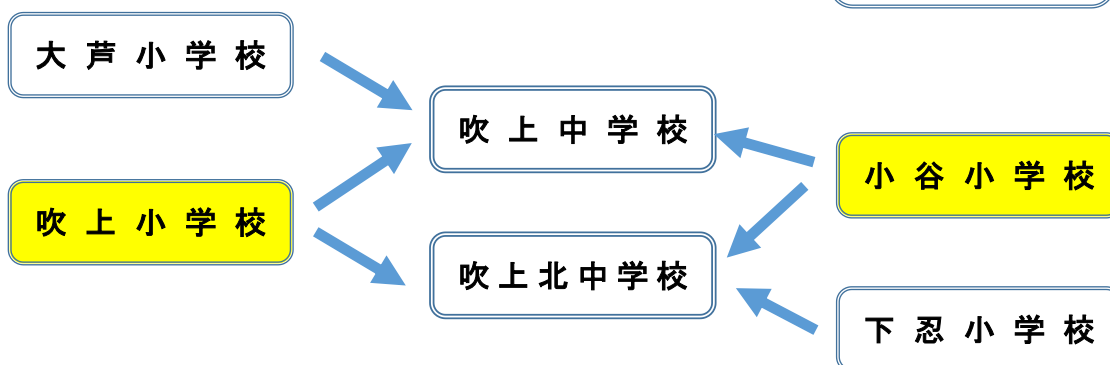
よって、次代を担う児童・生徒に、より良い教育環境を整備・充実していくためにも、「保護者の意識調査」、「複式学級のあり方」、「小規模校の特色ある教育」、「小学校の将来に繋がる中学校区を見据えること」などの課題について、教育委員会として、引き続き継続し研究していくことを望みます。その際、市民への適切な情報提供に努めていただくことを望みます。

進学先中学校一覧

【鴻巣地域】



【吹上地域】



【川里地域】

